



# 第116期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2020年6月26日(金曜日) 午前10時

## 場所

松山市勝山町2丁目1番地  
当行本店 5階ホール

---

## 目次

- 第116期定時株主総会招集ご通知… 1
- 議決権の行使についてのご案内… 3

### (添付書類)

- 事業報告… 5
- 計算書類… 23
- 連結計算書類… 26
- 監査報告書… 29

### (株主総会参考書類)

- 第1号議案 剰余金の処分の件 …… 34
  - 第2号議案 取締役12名選任の件 … 35
  - 第3号議案 監査役1名選任の件 … 42
-

(証券コード：8541)

2020年6月5日

株主各位

松山市勝山町2丁目1番地

株式会社 **愛媛銀行**

頭取 西川義教

## 第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第116期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って2020年6月25日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月26日(金曜日) 午前10時
2 場 所	松山市勝山町2丁目1番地 当行本店 5階ホール
3 目的事項	<b>■ 報告事項</b> 1. 第116期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件 2. 第116期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 <b>■ 決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役12名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の**当行ウェブサイト (https://www.himegin.co.jp/)**に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した計算書類および連結計算書類の一部であります。
  - ①計算書類の個別注記表
  - ②連結計算書類の連結注記表
- 本会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内いたしますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当行ウェブサイト (https://www.himegin.co.jp/)**に掲載いたします。

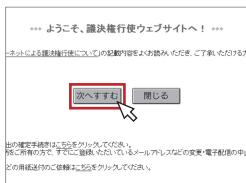


# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。(QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。)



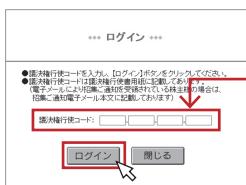
### パスワードおよび議決権行使コードのお取扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 議決権行使のお取扱い

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

## 2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力

### パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

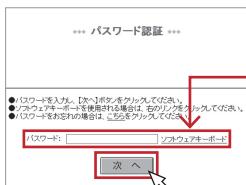
#### 議決権行使に関するパソコン等の操作方法

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
0120-652-031 受付時間／9：00～21：00

#### その他のご照会

証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）  
三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
0120-782-031 受付時間／9：00～17：00 土日休日を除く  
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

## 3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「パスワード」を入力

議決権電子行使プラットフォームのご利用について  
(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## 4 以降、画面の指示に従って賛否をご入力ください

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### ■金融経済環境

世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大による生産の鈍化や物流の停滞などから、急速に冷え込んでいます。国際通貨基金（IMF）による2020年度の経済成長見通しも、1月時点ではプラス3.3%でしたが、4月には、マイナス3%へ6.3ポイント引き下げるとともに、人的移動制限措置などに伴う経済損失が500兆円に上る可能性を示唆しています。新型コロナウイルスの終息が見通せない中、先行きの不透明感も深まっています。

国内経済も、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は深刻で、4月の緊急事態宣言以降、活動自粛による需要の落ち込みにより企業の生産活動が急減し、業況の悪化が顕在化しており、雇用環境も、休業などに伴う従業員の収入が減少するなど、不安定になってきています。政府は、4月の月例経済報告で、約11年ぶりに「悪化」という厳しい表現を示しており、景気後退を阻止するため、約117兆円の緊急経済対策や追加の金融緩和などの様々な施策を打ち出しています。

愛媛県においても、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、インバウンドの減少などから、観光産業や小売、飲食などのサービス業の業況が悪化し、交通機関の運休やサプライチェーンの機能低下などにより、ヒト・モノの動きの停滞が続いており、他業種へも影響が広がっています。

当行では、休日相談窓口を設置し、行政や政府系金融機関と連携しながら、新型コロナウイルス感染に関連した資金繰り支援などに、積極的に取り組んでいます。事態は長期化する様相を呈していますが、お客さまに寄り添いながら、地域経済の下支えに努めてまいります。

#### ■2019年度事業内容

当行及び子会社は、銀行業務を中核とし、これに付随する業務やリース業などの金融サービスに係る事業を営むほか、ベンチャー企業等への投資業務も行っており、厳しい経営環境の中、地域経済の活性化や地方創生に取り組んでまいりました。

新型コロナウイルス対策では、相談窓口を設置したほか、『新型コロナウイルス対応緊急資金』の取扱いを開始し、お困りの皆さまへ『お役立ち情報』を配布するなど、地域の皆さまの不安を少しでも解消するため、あらゆる支援に努めてまいりました。これからも、ふるさと銀行として、足元の資金繰り支援のみならず、新型コロナウイルス終息後の地域経済の回復に向けた支援を継続してまいります。

本年1月には、山口フィナンシャルグループと『西瀬戸パートナーシップ協定』を締結致しました。これまでとは異なる新たな価値の提供と持続的な成長戦略が求められる中、瀬戸内の主要産業である海事産業や製造業等を中心に、お互いの強みやノウハウを有効活用して、質の高い金融サービスを提供してまいります。

デジタル・トランスフォーメーションの推進では、電子決済等代行業者と更新系API (Application Programming Interface) において連携を開始しました。また、『ひめぎんアプリ』の取扱いを開始し、当行独自のサービスを提供しています。今後も、様々なデジタル関連業者との連携を進め、お客さまの利便性を追求してまいります。

個人のお客さまへのサービスについては、大和証券と協働し、非対面取引で完結する『ダイワファンドラップオンライン』の取扱いを開始いたしました。また、コールセンター『ひめぎんダイレクトセンター』を新設するなど、新たな営業チャネルも拡充してまいりました。

当行のSDGs・ESG活動では、今年3月、当行の企業価値の向上や地域活性化に向けた取組みが、全国の地域金融機関において、模範となる好事例として高く評価され、環境省が支援する『21世紀金融行動原則』の最優良取組事例で運営委員長賞を受賞しました。今後もSDGs活動の実践や啓発活動を積極的に展開し、『ふるさと』とともに持続可能な社会づくりへの取組みの輪を広げてまいります。

人材育成については、日本政策金融公庫やメガバンクなどの金融機関のほか、異業種との人事交流を積極的に実施しています。目まぐるしく変化する時代に、多様な課題を解決できる人材を育成し、質の高いお客様との伴走型コンサルティング集団を目指し、より一層の取組みを進めてまいります。

## ■2019年度の業績

### 預金・譲渡性預金

期末残高は、465億円増加し、2兆4,425億円となり、そのうち個人預金の期末残高は238億円増加し1兆3,251億円となりました。

### 貸出金

期末残高は、個人、中小企業等を中心に437億円増加し、1兆7,067億円となりました。

## 有価証券

期末残高は、市場リスクを抑制しつつ、効率的な運用に努めました結果、5,304億円となりました。

## 損益状況

当期純利益は、役務取引等収益が増加したものの、金利の低下や株式等償却等を行ったことにより、3億7百万円減少し、50億56百万円となりました。

## 設備投資

店舗数は、川東支店（愛媛県新居浜市）を開設したほか、県内7か店を近隣店舗内に統合し、そのうち6か店をポーチエ出張所として営業を継続しています。期末現在の店舗数は112か店で、うち12か店は、統廃合の後、引き継がれた店舗の店舗内店舗として営業しており、現在100拠点で営業をしています。

## ■当行の対処すべき課題

私ども地方銀行を取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化の進行など、社会構造の変化や超低金利政策の長期化により、厳しい状況が続いています。加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中において、解決すべき課題は多岐に渡っています。

愛媛県においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々に、独自の協力を創設するなど、様々な施策を打ち出しております。また、労働人口減少への対策として、AI・IoT等の成長産業の創出や5G等次世代通信技術産業への参入促進など、デジタルシフトへの対応を進めているほか、雇用環境向上のために、愛媛の魅力PR活動や事業承継への支援など、交流人口の創出・拡大にも取り組んでいます。

このような環境の中、当行としては、新型コロナウイルスの影響を受けている事業者の方々の資金繰り支援に万全を期すとともに、新型コロナウイルス終息後の地域経済の再起動に向けて全力で取り組んでまいります。

今年度は中期経営計画の最終年度となります。お客さまとの伴走型のコンサルティング集団として、地域課題を解決するためのソリューション営業に努め、地域社会との共通価値を創造していくため、あらゆるニーズに対応できる態勢を構築し、全行員が一層の考動改革を進めてまいります。

株主の皆さまには、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	19,049	19,463	19,756	20,966
定期性預金	9,798	9,326	8,987	9,590
その他	9,251	10,136	10,768	11,375
貸 出 金	15,781	16,311	16,630	17,067
個人向け	4,756	5,377	5,402	5,378
中小企業向け	6,926	6,984	7,070	7,316
その他	4,098	3,949	4,157	4,372
商品有価証券	3	3	3	2
有 価 証 券	5,128	5,320	5,177	5,304
国 債	842	751	611	630
地 方 債	701	697	836	926
その他	3,583	3,870	3,729	3,747
総 資 産	24,974	25,412	25,984	26,467
内国為替取扱高	103,833	111,196	106,495	100,735
外国為替取扱高	百万ドル 5,631	百万ドル 4,388	百万ドル 5,269	百万ドル 7,427
経 常 利 益	百万円 6,836	百万円 8,734	百万円 7,623	百万円 7,571
当 期 純 利 益	百万円 5,086	百万円 5,718	百万円 5,363	百万円 5,056
1株当たりの当期純利益	円 銭 142 15	円 銭 147 98	円 銭 137 14	円 銭 129 27

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、2016年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、1株当たりの当期純利益を算定しております。

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,367人	1,398人
平 均 年 齢	38年6月	37年9月
平 均 勤 続 年 数	15年9月	15年1月
平 均 給 与 月 額	400千円	387千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を含んでおりません。  
 2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	営業店部門	本部部門	営業店部門	本部部門
使 用 人 数	1,081人	286人	1,096人	302人

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所 ( )	店	うち出張所 ( )
愛 媛 県	92	( 14 )	85	( 8 )
高 知 県	7	( ー )	7	( ー )
香 川 県	4	( ー )	4	( ー )
徳 島 県	1	( ー )	1	( ー )
大 分 県	1	( ー )	1	( ー )
広 島 県	3	( ー )	3	( ー )
岡 山 県	1	( ー )	1	( ー )
大 阪 府	2	( ー )	2	( ー )
東 京 都	1	( ー )	1	( ー )
合 計	112	( 14 )	105	( 8 )

- (注) 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備を176か所（前年度末181か所）、それぞれ設置しております。

## □ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
川 東 支 店	愛媛県新居浜市田の上1丁目5番45号
ボーチェ三津浜東出張所	愛媛県松山市会津町5-18
ボーチェ姫原出張所	愛媛県松山市姫原二丁目4-29
ボーチェ味生出張所	愛媛県松山市北斎院町711-1
ボーチェ桜井出張所	愛媛県今治市桜井二丁目11-12
ボーチェ飯岡出張所	愛媛県西条市飯岡1373-2
ボーチェ川之石出張所	愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地249-1

ハ 銀行代理業者の一覧  
該当ありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当ありません。

## (5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額	1,382
---------	-------

□ 重要な設備の新設等 (単位：百万円)

内 容	金 額
A P I 関連等システム更新	370
電算センター建物設備	337
川東支店新築	147

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当ありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
ひめぎんビジネスサービス(株)	愛媛県松山市千舟町五丁目6番地1	現金等の精査・整理・集金業務	1984年7月2日	百万円 10	% 100.00
(株)ひめぎんソフト	愛媛県松山市南持田町27番地1	コンピュータシステムの管理・運営	1984年12月6日	30	50.00
ひめぎんリース(株)	愛媛県松山市南持田町27番地1	リース業務・投資業務	1986年5月10日	30	75.00
(株)愛媛ジェーシービー	愛媛県松山市勝山町二丁目4番地7	クレジットカード業務・保証業務	1987年1月29日	50	90.00

### 重要な業務提携の概況

- ① 山口フィナンシャルグループと『西瀬戸パートナーシップ協定』を締結しております。
- ② 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ③ 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫256金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連668（農林中央、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ④ 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- ⑤ ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび入金時の利用手数料の一部無料サービスを行っております。
- ⑥ JAバンクえひめとの提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑦ もみじ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し時の利用手数料の無料サービスを行っております。

- ⑧ 四国内第二地銀協地銀4行（当行、香川銀行、徳島大正銀行、高知銀行）の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑨ ローソン銀行との提携により、ローソン店舗設置の現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
- ⑩ イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金および振込みのサービスを行っております。
- ⑪ イーネットとの提携により、イーネット設置の現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
- ⑫ セブン銀行との提携により、セブン銀行設置の現金自動設備による現金自動引出し・入金および振込み等のサービスを行っております。

#### (7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

#### (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

## 2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職	その他
本田元広	会長 (代表取締役)	総理	—	
西川義教	頭取 (代表取締役)	統轄、ひめぎん情報センター、監査部	—	
山本恵三	副頭取 (代表取締役)	資金証券部、リスク管理部、総務部	—	
大宿有三	常務取締役	公務部、ふるさと振興部、人事教育部	—	
日野満	常務取締役	今治支店長	—	
磯部時夫	常務取締役	経営管理部、企画広報部、お客様サービス部	—	
坪内宗士	常務取締役	国際部、審査第一部、審査第二部、船舶ファイナンス部	—	
豊田将光	常務取締役	ソリューション営業部、事務システム部	—	
武田峰紀	取締役 (社外取締役)		—	
一色昭造	取締役 (社外取締役)		—	
仙波隆三	取締役 (社外取締役)		—	
真鍋正臣	取締役 (社外取締役)		日本リーテック株式会社 執行役員社会インフラ本部副本部長	
木原盛展	常勤監査役		—	
小網強史	常勤監査役 (社外監査役)		—	
寺田浩一	監査役		—	
青野勝廣	監査役 (社外監査役)		—	

(当事業年度中に退任した役員)		
氏名	退任時の地位	退任日
千頭正一	取締役	2019年6月27日退任
片岡靖博	取締役	2019年6月27日退任
平尾秀一郎	取締役	2019年6月27日退任
松木久和	取締役	2019年6月27日退任
矢野紀行	取締役	2019年6月27日退任
西澤孝一	監査役	2019年6月27日退任

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	17人	294 ( 81)
監査役	5人	35 ( ー)
計	22人	329 ( 81)

- (注) 1. 上記取締役及び監査役の報酬額等には、当事業年度に計上した使用人兼取締役の使用人としての報酬19百万円、株式報酬引当金62百万円を含んでおり( )の欄に金額を内書きしております。なお株主総会で定められた報酬限度額に、( )の欄の金額は含まれません。
2. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役300百万円、監査役50百万円であります。
3. 上記以外に、退任取締役1名、退任監査役1名に支払われた退職慰労金は、取締役2百万円、監査役2百万円であります。

## (3) 責任限定契約

該当ありません。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

区分	氏名	兼務会社名	役職
取締役	真鍋正臣	日本リーテック株式会社	執行役員 社会インフラ本部副本部長

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会（監査役会）への出席状況	取締役会（監査役会）における発言 その他の活動状況
武田 峰紀 (取締役)	3年9か月	取締役会13回開催のうち 13回出席	取締役会において、適宜質問し意見を述べ、 重要事項の協議等を行っております。
一色 昭造 (取締役)	2年9か月	取締役会13回開催のうち 13回出席	取締役会において、適宜質問し意見を述べ、 重要事項の協議等を行っております。
仙波 隆三 (取締役)	9か月	社外取締役就任後に開催 された取締役会11回開催 のうち11回出席	取締役会において、適宜質問し意見を述べ、 重要事項の協議等を行っております。
真鍋 正臣 (取締役)	9か月	社外取締役就任後に開催 された取締役会11回開催 のうち9回出席	取締役会において、適宜質問し意見を述べ、 重要事項の協議等を行っております。
小網 強史 (監査役)	9か月	社外監査役就任後に開催 された取締役会11回開催 のうち11回出席 社外監査役就任後に開催 された監査役会10回開催 のうち10回出席	取締役会において、適宜質問し意見を述べ、 監査役会において監査に関する重要事項の協 議等を行っております。
青野 勝廣 (監査役)	3年9か月	取締役会13回開催のうち 13回出席 監査役会12回開催のうち 12回出席	取締役会において、適宜質問し意見を述べ、 監査役会において監査に関する重要事項の協 議等を行っております。

#### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7人	30	—

(注) 上記以外に退任監査役1名に支払われた退職慰労金は、監査役2百万円であります。

#### (4) 社外役員の意見

該当ありません。

#### 4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	100,000千株
	発行済株式の総数	39,423千株

(2) 当年度末株主数	7,823名
-------------	--------

#### (3) 大株主

発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主は該当ありません。なお、当行の大株主上位10先は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	2,579 千株	6.56 %
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口4）	1,922	4.89
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	1,351	3.44
愛媛銀行行員持株会	1,266	3.22
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口9）	994	2.53
大王製紙 株式会社	750	1.91
美須賀海運 株式会社	710	1.80
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	675	1.71
住友生命保険 相互会社	599	1.52
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口5）	558	1.42

(注) 1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は当事業年度末日における発行済株式（自己株式140,317株を除く。）の総数に対する割合であり、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### 5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 宮田 八郎 指定有限責任社員 堀川 紀之	54	(注) 2、(注) 3

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由  
当行監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 公認会計士法第2条第1項以外の業務は以下のとおりであります。  
債権購入に係る合意された手続による調査業務
4. 当行、子会社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は56百万円であります。
5. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
6. 上記の金額は、消費税および地方消費税を含んでおりません。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき当行にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任します。また、その他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、または、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

## 8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

### 〈業務の適正を確保する体制の内容の概要〉

当行は、取締役会において、上記体制について次のとおり決議しております。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令等遵守を経営の最重要事項の一つと位置づけ、「コンプライアンスマニュアル」に全役職員が法令や社会通念等を遵守した行動をとるための基本的な考え方や行動規範等を定めるほか、高い公共性を有する金融グループ（当行および子会社）として社会的責任や使命を適切に果たせる体制を構築する。
- ② 取締役会は、「ふるさとの発展に役立つ銀行」を経営理念に掲げ、中期経営計画において、「お客さまとの共通価値創造」、「生産性の向上」、「リスク管理・ガバナンスの強化」を基本方針として取り組む。また、6次産業化による第一次産業支援や中小企業等の海外進出支援を行うなど、地域の一員として社会貢献活動にも積極的に取り組む。
- ③ 取締役会は、社会の秩序や安全に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力に対して、毅然とした対応がなされるよう態勢整備を行う。
- ④ 取締役会は、犯罪によって得られた資金やテロリストやその関係者への資金供与には、金融機関を通じて取引されるリスクがあることを認識したうえで、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策がなされる態勢整備を行う。
- ⑤ コンプライアンス全般を統括する部署をリスク管理部とし、担当取締役をコンプライアンス統括責任者とする。リスク管理部は、子会社を含むグループ全体を対象として、コンプライアンスに関する総括的指揮を行う。
- ⑥ 取締役会は、コンプライアンスに関する年次活動計画を決定し、その進捗状況についてリスク管理部から定期的に報告を受ける。また、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項を協議する。
- ⑦ 取締役会は、職務執行の適切性を確保するため、法令および定款等の遵守体制、並びに重大な損失の発生を未然に防止するリスク管理態勢等を構築し、監査役はこれを監視・検証を行うほか必要に応じて助言または勧告する。
- ⑧ 役職員による違法行為等の未然防止と早期発見および是正を図るため、行内のリスク管理部および行外の弁護士事務所に「企業倫理ホットライン」をそれぞれ設置する。
- ⑨ 監査部は、法令等の遵守状況について監査を行い、その結果を取締役会へ報告する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、法令や文書管理に関する規程等に従い保存・保管を行う。
- ② 取締役および監査役は、これらの文書を随時閲覧できる。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係る信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクをできる限り定量的に把握するとともに、リスク管理を経営の最重要事項の一つと位置づけ、内外の経営環境の変化に対応できる適正な管理と運営が図れるよう、リスク管理基本方針およびリスクカテゴリーに応じた管理方針・管理規程を定める。
- ② リスク管理態勢の運営を統括する部署としてリスク管理部を置き、リスクのカテゴリー毎に主管部等を定め役割と責任を明確化する。また、リスクの全行的把握と経営の健全性を確保するためリスク管理委員会を設置するほか、市場リスクについては、ALM委員会にて分析・検討する。
- ③ リスク管理統括部署は、リスク管理の実効性を確保するため、リスク管理態勢の管理状況等を半期ごとおよび必要に応じて取りまとめ取締役会へ報告する。またリスク管理上、重大な問題が生じた場合はリスク管理委員会を招集し、その結果を取締役会に報告・付議する。
- ④ 大規模災害をはじめ、当行の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合の行動基準や対応策等を明確にするため緊急時対策基本規程に基づき、マニュアル等を定める。
- ⑤ 監査部は、リスク管理態勢の監査を行い、その結果を取締役会へ報告する。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令等で定められた事項、経営の基本方針、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針およびその他経営に関する重要事項を決定し、取締役による業務の執行状況を監督する。
- ② 取締役会が決定した経営の基本方針に基づき迅速かつ効率的な業務を執行するため、取締役によって構成される常務会を設置する。常務会は、経営に関する全般的執行方針、その他取締役会から委任された重要事項を決定する。
- ③ 取締役は、担当する業務の執行状況について、3か月に1回以上、取締役会に報告する。
- ④ 取締役および使用人の意思決定および業務執行が、合理的かつ効率的に行われるよう職務権限基準、業務分掌、およびその他の各種規程等を定め、取締役、本部および営業店における各職位の権限と責任を明確にする。

- ⑤ 将来の事業環境や効率的な経営資源の配分を考慮のうえ中期経営計画および年次予算を策定し、全行的な目標を設定する。本部および営業店においては、その目標達成に向け具体的計画を策定し実行する。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 全役職員は、法令等遵守を経営の最重要事項の一つとして認識し、「コンプライアンスマニュアル」に定められた、法令や社会通念等を遵守した行動をとるための基本的な考え方や行動規範等に沿って、高い公共性を有する金融グループ（当行および子会社）として社会的責任や使命を適切に果たしていくよう努める。
- ② コンプライアンス全般を総括する部署をリスク管理部とし、担当取締役をコンプライアンス統括責任者とする。リスク管理部は、子会社を含むグループ全体を対象として、コンプライアンスに関する総括的指揮を行う。
- ③ 取締役会が定めたコンプライアンスに関する年次活動計画を全役職員は着実に実行し、その進捗状況についてはリスク管理部から取締役会へ定期的に報告を行う。また、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項を協議する。
- ④ 役職員による違法行為等の未然防止と早期発見および是正を図るため、行内のリスク管理部および行外の弁護士事務所に「企業倫理ホットライン」をそれぞれ設置する。
- ⑤ 監査部は、法令等の遵守状況について監査を行い、その結果を取締役会へ報告する。

#### (6) 当行およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社における経営方針および業務の執行が適切なものとなるよう、取締役会と監査役を設置するとともに、親会社から役員を派遣して業務の執行状況を監督する。
- ② 子会社の業務執行状況については、子会社管理規程に基づき経営管理部が報告を受け企業集団として適切な管理を行う体制とする。
- ③ 子会社においても、親会社に準じ、「内部統制システム構築の基本方針」、「コンプライアンスマニュアル」を定め、業務の適正を確保する体制を整える。
- ④ 当行グループにおける違法行為等の未然防止と早期発見および是正を図るため、子会社に対しても当行監査部が監査を行い、子会社の役職員も「企業倫理ホットライン」に直接報告できるものとする。

#### (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、頭取は監査役と協議のうえ必要な人員を配置する。

**(8) 前号の使用人に対する取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人については、取締役等からの独立性を確保するため当該使用人の人事異動・考課・懲戒等の処分については監査役会の事前承認を必要とし、任命を受けた使用人は、監査役の指示に従い業務を行う。

**(9) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 当行およびその子会社の取締役は、当行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実および取締役の職務遂行に関して不正行為や法令等に違反する行為を認知した場合は、遅滞なく監査役に報告する。
- ② 行内および行外の「企業倫理ホットライン」に通報された情報は、遅滞なく監査役に報告する。
- ③ 上記の報告を理由としての懲罰や人事考課など報告者にとって不利益となる取扱いは行わない。

**(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスおよび業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、常務会およびコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するとともに、必要な文書を開覧し、取締役および使用人に説明を求めることができる。
- ② 監査役は、監査役会規程および監査役監査規程に基づく独任性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、会計監査人および監査部と密接な連携を図る。
- ③ 当行およびその子会社は、監査役がその職務の執行について必要な費用を請求した場合には、その費用について速やかに処理する。

**〈業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要〉**

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他当行の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

**(1) 内部統制システムに関する取組**

当行は、取締役会にて内部統制システム構築の基本方針を定めるとともに、経営状況や環境等の変化に応じ適宜見直しを図り、体制の充実と強化に取り組んでおります。また、マネロン及びテロ資金供与対策強化のため、規程・マニュアルの整備やシステムの導入など積極的に取り組んでおります。

## (2) コンプライアンスに関する取組

「コンプライアンスマニュアル」を定め、リスク管理部は子会社を含めて総括的指揮を行っております。また、監査部は、法令等の遵守状況について監査を実施し、その結果を取締役会へ報告しております。

## (3) リスク管理に関する取組

リスク管理部は、リスク管理の実効性を確保するため、リスク管理態勢の管理状況等を半期毎および必要に応じて取りまとめ取締役会へ報告を行うとともに、監査部がリスク管理態勢の監査を実施しております。

## (4) 業務執行の適正性や効率性の向上に関する取組

取締役は、担当する業務の執行状況について、取締役会で報告しております。また、常務会は、原則週1回以上開催され、より迅速で効率的な業務執行に貢献しております。

## (5) 内部監査に関する取組

当行グループにおける違法行為等の未然防止と早期発見および是正を図るため、当行および子会社に対して監査部が内部監査を実施しております。

## (6) 監査役への情報提供に関する取組

取締役会、常務会等重要な会議には監査役が参加しております。また、監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的な会議等により意思の疎通と情報共有を行っております。

## 9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

## 11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

# 第116期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>現預金</b>	<b>294,069</b>	<b>預当座預金</b>	<b>2,096,643</b>
現金	25,006	普通預金	95,975
預金	269,062	通貯預金	928,882
入金	<b>56,629</b>	通知預金	5,339
金有価証券	237	定期預金	20,255
金有価証券	237	積立預金	951,931
国債	<b>530,454</b>	その他預金	87,147
地方債	63,022	譲渡性預金	<b>345,940</b>
地方債	92,697	コルマネット	<b>18,501</b>
株式	44,426	債券	<b>1,125</b>
株式	44,024	借入金	<b>36,749</b>
その他の証券	286,283	借入金	36,749
金形付	<b>1,706,743</b>	外国為替	<b>41</b>
手形	5,761	売渡外為替	41
手形	70,463	未払株約権	<b>3,426</b>
手形	1,498,123	未払の他	<b>12,311</b>
手形	132,394	未払法人税	360
手形	<b>7,053</b>	未払費用	1,513
手形	7,053	未払税金	825
手形	<b>25,223</b>	未払利息	0
手形	471	未払リース	1,734
手形	2,497	未払の他	960
手形	1,934	退職給付引当金	6,915
手形	20,320	退職給付引当金	<b>45</b>
手形	<b>30,694</b>	退職給付引当金	<b>1,031</b>
手形	8,534	睡眠預金	150
手形	20,360	繰上償還金	163
手形	689	繰上償還金	538
手形	1,110	繰上償還金	3,503
手形	<b>1,544</b>	繰上償還金	7,124
手形	1,282	繰上償還金	<b>2,527,296</b>
手形	119		
手形	142		
手形	<b>7,124</b>		
手形	<b>△13,017</b>		
		<b>(純資産の部)</b>	
		資本剰余金	21,365
		資本剰余金	15,500
		利益剰余金	15,500
		利益剰余金	68,514
		利益剰余金	5,864
		利益剰余金	62,649
		利益剰余金	33
		利益剰余金	56,753
		利益剰余金	5,862
		利益剰余金	△475
		株主資本	104,905
		その他の有価証券	7,526
		土地再評価差額	7,028
		評価・換算差額等	14,554
		純資産の部	119,460
<b>資産の部合計</b>	<b>2,646,756</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,646,756</b>



# 第116期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 積立金	繰越利益剰余金			
<b>当期首残高</b>	<b>21,363</b>	<b>15,498</b>	<b>15,498</b>	<b>5,864</b>	<b>51,786</b>	<b>7,409</b>	<b>65,061</b>	<b>△480</b>	<b>101,442</b>
当期変動額									
新株の発行	2	2	2						5
剰余金の配当						△1,178	△1,178		△1,178
当期純利益						5,056	5,056		5,056
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分								5	5
土地再評価差額金の取崩						△424	△424		△424
有形固定資産圧縮積立金の取崩					△0	0	－		－
別途積立金の積立					5,000	△5,000	－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
<b>当期変動額合計</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>－</b>	<b>4,999</b>	<b>△1,546</b>	<b>3,453</b>	<b>4</b>	<b>3,462</b>
<b>当期末残高</b>	<b>21,365</b>	<b>15,500</b>	<b>15,500</b>	<b>5,864</b>	<b>56,786</b>	<b>5,862</b>	<b>68,514</b>	<b>△475</b>	<b>104,905</b>

	評価・換算差額等			純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
<b>当期首残高</b>	<b>13,803</b>	<b>6,603</b>	<b>20,407</b>	<b>121,849</b>
当期変動額				
新株の発行				5
剰余金の配当				△1,178
当期純利益				5,056
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				5
土地再評価差額金の取崩				△424
有形固定資産圧縮積立金の取崩				－
別途積立金の積立				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,277	424	△5,852	△5,852
<b>当期変動額合計</b>	<b>△6,277</b>	<b>424</b>	<b>△5,852</b>	<b>△2,389</b>
<b>当期末残高</b>	<b>7,526</b>	<b>7,028</b>	<b>14,554</b>	<b>119,460</b>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	294,072	預 金	2,092,779
買入金銭債権	56,629	譲渡性預金	345,940
商品有価証券	237	コールマネー及び売渡手形	18,501
有価証券	531,874	債券貸借取引受入担保金	1,125
貸出金	1,703,736	借 用 金	39,049
外国為替	7,053	外 国 為 替	41
リース債権及びリース投資資産	6,555	新株予約権付社債	3,426
その他の資産	29,978	その他の負債	15,058
有形固定資産	30,812	役員賞与引当金	45
建物	8,534	退職給付に係る負債	1,263
土地	20,360	役員退職慰労引当金	9
リース資産	727	株式報酬引当金	150
その他の有形固定資産	1,190	利息返還損失引当金	18
無形固定資産	1,648	睡眠預金払戻損失引当金	163
ソフトウェア	1,333	繰延税金負債	602
リース資産	168	再評価に係る繰延税金負債	3,503
その他の無形固定資産	145	支払承諾	7,124
繰延税金資産	213	負債の部合計	2,528,802
支払承諾見返	7,124		
貸倒引当金	△14,916	(純資産の部)	
		資 本 金	21,365
		資 本 剰 余 金	15,500
		利 益 剰 余 金	73,099
		自 己 株 式	△475
		株 主 資 本 合 計	109,489
		その他の有価証券評価差額金	8,620
		土地再評価差額金	7,028
		退職給付に係る調整累計額	△112
		その他の包括利益累計額合計	15,536
		非支配株主持分	1,190
		純資産の部合計	126,216
資産の部合計	2,655,019	負債及び純資産の部合計	2,655,019

# 連結損益計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		47,821
資金運用収益	36,024	
貸出金利	25,242	
有価証券利息	8,570	
コールローン利息及び買入手形利息	77	
預け金	98	
その他の受入利息	2,035	
役員取引等収益	4,560	
その他の業務収益	5,061	
その他の経常収益	2,174	
償却債権取立	0	
その他の経常収益	2,174	
経常費用	39,142	
資金調達費用	5,343	
預金利息	1,536	
譲渡性預金	51	
コールマネー利息及び売渡手形利息	72	
債券貸借取引	78	
借入金	615	
新株予約権付社債	5	
その他の支払利息	2,984	
役員取引等費用	5,428	
その他の業務費用	1,032	
その他の経常費用	25,309	
その他の経常費用	2,027	
経常利益	8,678	
特別利益	1	
固定資産処分益	1	
特別損失	512	
固定資産処分損失	131	
減損	381	
税金等調整前当期純利益	8,168	
法人税、住民税及び事業税	1,954	
法人税等調整額	428	
法人税等合計	2,382	
当期純利益	5,785	
非支配株主に帰属する当期純利益	116	
親会社株主に帰属する当期純利益	5,668	

# 連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	21,363	15,497	69,034	△480	105,415
当期変動額					
新株の発行	2	2			5
剰余金の配当			△1,178		△1,178
親会社株主に帰属する当期純利益			5,668		5,668
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				5	5
土地再評価差額金の取崩			△424		△424
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	2	2	4,065	4	4,074
当期末残高	21,365	15,500	73,099	△475	109,489

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	14,614	6,603	77	21,295	1,049	127,760
当期変動額						
新株の発行						5
剰余金の配当						△1,178
親会社株主に帰属する当期純利益						5,668
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						5
土地再評価差額金の取崩						△424
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△5,993	424	△189	△5,758	140	△5,618
当期変動額合計	△5,993	424	△189	△5,758	140	△1,543
当期末残高	8,620	7,028	△112	15,536	1,190	126,216

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社 愛媛銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀川 紀之 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社愛媛銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社 愛媛銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀川 紀之 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社愛媛銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社愛媛銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運営の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社愛媛銀行監査役会

常勤監査役	木 原 盛 展	㊟
常勤監査役	小 網 強 史	㊟
監 査 役	青 野 勝 廣	㊟
監 査 役	寺 田 浩 一	㊟

(注) 監査役小網強史及び監査役青野勝廣は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

第116期の期末配当およびその他剰余金の処分につきましては、内部留保の充実を図りながら、安定した配当を継続的に行うとの基本方針にもとづき、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金15円

配当総額 589,246,275円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月29日

### 2. その他剰余金の処分に関する事項

#### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 4,000,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

## 第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		地位	および	担当
1	ほん だ もと ひろ 本 田 元 広	再任	会 長 (代表取締役)		総理
2	にし かわ よし のり 西 川 義 教	再任	頭 取 (代表取締役)		統轄、ひめぎん情報センター、 監査部
3	やま もと けい ぞう 山 本 恵 三	再任	副 頭 取 (代表取締役)		資金証券部、リスク管理部、総務部
4	ひ の みつる 日 野 満	再任	常務取締役 今治支店長		
5	いそ べ とし お 磯 部 時 夫	再任	常務取締役		経営管理部、企画広報部、 お客様サービス部
6	つぼ うち むね お 坪 内 宗 士	再任	常務取締役		国際部、審査第一部、審査第二部、 船舶ファイナンス部
7	とよ だ まさ みつ 豊 田 将 光	再任	常務取締役		ソリューション営業部、 事務システム部
8	や の とし ゆき 矢 野 紀 行	新任	常務執行役員 経営管理部長 兼総務部長		
9	いっ しき しょう ぞう 一 色 昭 造	再任	社外	独立	社外取締役
10	せん ぼ りゅう ぞう 仙 波 隆 三	再任	社外	独立	社外取締役
11	ま なべ まさ とみ 真 鍋 正 臣	再任	社外	独立	社外取締役
12	わた なべ たか のり 渡 部 卓 記	新任	社外	独立	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	<p><b>再任</b></p> <p>ほん だ もと ひろ 本田 元 広 (1948年1月9日生)</p>	<p>1970年 4月 当行入行 1992年 2月 尾道支店長 1995年 2月 高松支店長兼高松事務所長 2003年 2月 公務ふるさと部長 2004年 8月 人事教育部長 2006年 6月 取締役 人事教育部長 2006年 7月 常務取締役 2011年 4月 専務取締役 2012年 6月 頭 取 2018年 6月 会 長 現在に至る</p> <p>(担当) 総理</p>	19,272株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b>            営業店長、人事教育部長等を歴任し、2006年より取締役に、2012年より頭取、2018年からは会長に就任し、その職務・職責を公正かつ的確に果たしております。            銀行経営に関する豊富な経験や実績を有しており、高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p><b>再任</b></p> <p>にし かわ よし のり 西川 義 教 (1962年8月4日生)</p>	<p>1985年 4月 当行入行 2002年 2月 森松支店長 2006年 3月 三島支店長 2012年 2月 本店営業部副部長兼法人推進部長 2012年 6月 取締役 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長 2015年 7月 取締役 東京支店長兼東京事務所長 2017年 2月 常務取締役 2017年 6月 専務取締役 2018年 6月 頭 取 現在に至る</p> <p>(担当) 統轄、ひめぎん情報センター、監査部</p>	5,700株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b>            本店営業部長、東京支店長等を歴任し、2012年より取締役、2018年からは頭取に就任し、当行頭取として、その職務・職責を公正かつ的確に果たしております。            銀行経営に関する豊富な経験や実績を有しており、高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
3	<p><b>再任</b></p> <p>やま もと けい ぞう 山本 恵三 (1957年3月27日生)</p>	<p>1979年 4月 当行入行 1998年 2月 内子支店長 2001年 2月 県庁支店長 2006年 3月 広島支店長 2009年 2月 今治支店長 2010年 2月 大阪支店長 2012年 6月 取締役 大阪支店長 2013年 2月 取締役 東京支店長兼東京事務所長 2014年 6月 常務取締役 2017年 6月 専務取締役 2018年 6月 副頭取 現在に至る (担当) 資金証券部、リスク管理部、総務部</p>	7,406株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b> 大阪支店長、東京支店長等を歴任し、2012年より取締役、2018年からは副頭取に就任しております。 取締役としての豊富な経験や実績を有しており、高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p><b>再任</b></p> <p>ひ の みつる 日野 満 (1960年4月12日生)</p>	<p>1983年 4月 当行入行 2009年 6月 審査部長 2010年 6月 取締役 審査部長 2010年 8月 取締役 審査第二部長 兼船舶ファイナンス室長 2013年 2月 取締役 審査第一部長 兼審査第二部長 兼船舶ファイナンス室長 2013年 8月 取締役 審査第二部長 兼船舶ファイナンス室長 兼審査第三部長 2015年 2月 取締役 今治支店長 2016年 6月 常務取締役 2019年 2月 常務取締役 今治支店長 現在に至る</p>	10,500株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b> 審査部長、今治支店長等を歴任し、2010年より取締役に、2016年からは常務取締役に就任しております。 取締役としての豊富な経験や実績を有しており、高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
5	<p><b>再任</b></p> <p>いそ べ とき お 磯 部 時 夫 (1960年4月6日生)</p>	<p>1983年4月 当行入行 2009年2月 企画広報部副部長 兼広報担当部長</p> <p>2010年2月 西条支店長 2012年6月 宇和島支店長 兼宇和島新町出張所長</p> <p>2016年6月 大阪支店長 2017年6月 取締役 大阪支店長 2018年6月 常務取締役 現在に至る</p> <p>(担当) 経営管理部、企画広報部、お客様サービス部</p>	5,600株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b>            営業店長、本部部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、2017年より取締役に、2018年からは常務取締役に就任しております。            取締役としての職務・職責を適切に果たしており、高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	<p><b>再任</b></p> <p>つぼ うち むね お 坪 内 宗 士 (1960年7月14日生)</p>	<p>1983年4月 富士銀行入行 2007年5月 みずほ銀行 千住支店長 2009年4月 同行 融資部副部長</p> <p>2013年5月 当行入行 2013年8月 審査第一部長 2015年2月 企画広報部長 2016年6月 取締役 監査部長 2017年6月 取締役 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長</p> <p>2019年2月 常務取締役 現在に至る</p> <p>(担当) 国際部、審査第一部、審査第二部、船舶ファイナンス部</p>	4,872株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b>            みずほ銀行において営業店長、融資部副部長等を担当し、当行においては審査第一部長、企画広報部長、本店営業部長等を歴任し、2016年より取締役に、2019年からは常務取締役に就任しております。            取締役としての職務・職責を適切に果たしており、高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <small>とよ だ まさ みつ</small> <b>豊田 将光</b> (1962年1月26日生)	1985年 4月 当行入行 2003年 8月 古川支店長 2006年 3月 道後支店長 2012年 6月 人事教育部長 2016年 6月 取締役 宇和島支店長 兼宇和島新町出張所長 2018年 8月 取締役 事務システム部長 2019年 6月 常務取締役 現在に至る (担当) ソリューション営業部、事務システム部	6,300株
<b>〈取締役候補者とした理由〉</b> 営業店長、人事教育部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、2016年より取締役に、2019年からは常務取締役に就任しております。 取締役としての職務・職責を適切に果たしており、高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <small>や の とし ゆき</small> <b>矢野 紀行</b> (1963年2月13日生)	1986年 4月 当行入行 2006年 3月 古川支店長 2013年 2月 企画広報部長 2015年 2月 総務部長 2018年 6月 取締役 総務部長 2019年 6月 常務執行役員 総務部長 2020年 2月 常務執行役員 経営管理部長兼総務部長 現在に至る	9,900株
<b>〈取締役候補者とした理由〉</b> 営業店長、企画広報部長、総務部長、経営管理部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務全般に精通しております。 その高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
9	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px;"> <span style="background-color: #c00000; color: white; padding: 2px 5px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">社外</span> <span style="background-color: #333; color: white; padding: 2px 5px;">独立役員</span> </div> <p style="text-align: center;">いっしきしやうぞう 一色昭造 (1942年12月10日生)</p>	<p>1965年4月 運輸省入省 1987年1月 運輸審議会 首席審理官 1991年6月 運輸政策局 情報管理部長 1992年12月 運輸政策局辞職 1992年12月 一般財団法人地域伝統芸能活用センター理事長 1995年9月 石崎汽船株式会社 代表取締役社長 2005年4月 松山観光港ターミナル株式会社 代表取締役社長 2015年9月 石崎汽船株式会社 代表取締役会長 2017年6月 当行社外取締役 2017年9月 石崎汽船株式会社 代表取締役会長退任 現在に至る</p>	0株
<p><b>〈社外取締役候補者とした理由〉</b>          永年にわたる行政経験および企業経営者としての豊富な経験に加え、幅広い知識と見識を有しており、当行の経営体質の一層の充実・強化に活かしていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
10	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px;"> <span style="background-color: #c00000; color: white; padding: 2px 5px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">社外</span> <span style="background-color: #333; color: white; padding: 2px 5px;">独立役員</span> </div> <p style="text-align: center;">せんばりゆうぞう 仙波隆三 (1952年1月2日生)</p>	<p>1974年4月 愛媛県勤務 2007年4月 愛媛県 農林水産部森林局長 2009年4月 愛媛県 保健福祉部長 2012年4月 愛媛県 教育長 2015年7月 愛媛県副知事 2016年7月 愛媛県副知事退任 2016年8月 愛媛県社会福祉事業団理事長 2019年6月 当行社外取締役 現在に至る</p>	0株
<p><b>〈社外取締役候補者とした理由〉</b>          永年にわたる行政経験に加え、幅広い知識と見識を有しており、当行の経営体質の一層の充実・強化に活かしていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。          なお、同氏は社外取締役となる以外の方法で直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
11	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</div> </div> <p style="text-align: center;">まなべ まさ とみ 真 鍋 正 臣 (1961年11月25日生)</p>	<p>1984年 4月 日本銀行入行 2013年 4月 日本銀行 業務局営業業務課長 2014年 5月 日本銀行 名古屋支店次長 2015年 6月 日本銀行 松山支店長 2017年 5月 日本銀行退職 2017年 6月 日本リーテック株式会社 執行役員 社会インフラ本部副本部長 2019年 6月 当行社外取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 日本リーテック株式会社 執行役員社会インフラ本部副本部長</p>	0株
<p><b>〈社外取締役候補者とした理由〉</b>          永年にわたる金融行政での経験に加え、幅広い人脈と見識を有しており、当行の経営体質の一層の充実・強化に活かしていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
12	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</div> </div> <p style="text-align: center;">わたなべ たかのり 渡 部 卓 記 (1954年11月8日生)</p>	<p>1977年 11月 愛媛県信用保証協会入協 2004年 4月 同協会 業務企画部副部長 2006年 4月 同協会 企画総務部長 2009年 4月 同協会 参事兼企画総務部長 2011年 4月 同協会 常務理事 2020年 4月 同協会 相談役 (現職) 2020年 6月中旬退職予定</p>	0株
<p><b>〈社外取締役候補者とした理由〉</b>          幅広い知識と見識を有しており、当行の経営体質の一層の充実・強化に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。          なお、同氏は社外取締役となる以外の方法で直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。  
2. 一色昭造氏、仙波隆三氏・真鍋正臣氏および渡部卓記氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 一色昭造氏および仙波隆三氏・真鍋正臣氏は、現在当行の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって、一色昭造氏は3年、仙波隆三氏および真鍋正臣氏は1年となります。  
4. 一色昭造氏および仙波隆三氏・真鍋正臣氏は、東京証券取引所の定める独立役員であり、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、渡部卓記氏についても、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。  
5. 当行は、一色昭造氏が代表を務める松山観光港ターミナル株式会社との間で経常的な金融取引を行っておりますが、独立性基準を満たしております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役青野勝廣氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</div> </div> ひら おか きみ あき 平 岡 公 明 (1951年6月17日生)	1996年3月 警視 総務課 広報官 2001年3月 御荘署 署長 2009年3月 警視正 首席監察官 2010年3月 松山東署 署長 2011年3月 警備部長 2012年3月 退職 2012年4月 松山市 公営企業局 管理者 2020年3月 退職 現在に至る	0株
<b>〈社外監査役候補者とした理由〉</b> 幅広い知識と見識を有しており、当行の経営体質の一層の充実・強化に活かしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。 なお、同氏は社外監査役となる以外の方法で直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。  
 2. 平岡公明氏は社外監査役候補者であります。  
 3. 平岡公明氏が原案通り選任された場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図



会 場：松山市勝山町2丁目1番地 当行本店 5階ホール

## 交通のご案内

- JR松山駅から……………伊予鉄路面電車〈道後温泉行〉で15分。「勝山町」で下車して徒歩1分。
- 伊予鉄松山市駅から…伊予鉄路面電車〈道後温泉行〉で10分。「勝山町」で下車して徒歩1分。

〈お願い〉 駐車場は収容台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

